

有料職業紹介事業 紹介手数料の返戻制度

【有料職業紹介契約書の返戻制度部分を抜粋】

（紹介手数料の返還）

第10条 応募者が甲に入社後、適法な甲の規程に基づく懲戒解雇または自己都合（応募者の死亡、病気、または退職勧奨等の甲の責めに帰すべき事由を除く）により退職した場合は、下記の基準で本件報酬を返還するものとする。

- (1) 1ヶ月未満の退職については、紹介手数料の80%を返還。
- (2) 1ヶ月以上2ヶ月未満の退職については、紹介手数料の50%を返還。
- (3) 2ヶ月以上3ヶ月未満の退職については、紹介手数料の30%を返還。

※但し、紹介手数料が50万円以下の人材に関しては、上記該当せず、返還は（1）のみの対応とする。

株式会社ドリームアシスト長野
長野県松本市宮田4番3号
マツライビル3F-E
許可番号：20ーユー300291